

別記様式(第6条関係)

表

第 号 米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律 第10条第2項の立入検査をする職員の身分証明書	
官 職 氏 名	年 月 日生
写 真	
年 月 日発行	
発行者名	

裏

米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律(抄) (報告及び立入検査) 第10条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀事業者若しくは米穀等の運送業者若しくは倉庫業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、店舗、倉庫、船舶、車両その他米穀等の販売、輸入、加工、製造、提供、輸送若しくは保管の業務に關係がある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (主務大臣等) 第11条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該	
---	--

- 1 -

各号に定める大臣とする。ただし、酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係る事項については、財務大臣とする。
一 第9条第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による命令並びに前条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査(第4条、第8条又は第9条の規定を施行するために用ひるものに限る。)に関する事項 内閣総理大臣及び農林水産大臣
二 前条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査(前号に掲げるものを除く。)に関する事項 農林水産大臣
2~10 (略)
11 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第8項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

2 発行者は、内閣総理大臣、消費者庁長官、財務大臣、国税庁長官、国税局長、沖縄国税事務所長、税務署長、農林水産大臣、地方農政局長又は都道府県知事とする。

- 2 -